

平成29年6月14日

株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する郵政民営化委員会の 意見について

一般社団法人全国信用金庫協会
会長 佐藤 浩 二

本日、郵政民営化委員会が「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務（口座貸越による貸付業務、資産運用関係業務及びその他の銀行業に付随する業務等）に関する郵政民営化委員会の意見」を公表しました。

これまで信用金庫業界は、郵貯事業改革について、肥大化した規模の縮小を図り、民間金融機関との「公正な競争条件」を確保することが重要であると主張してまいりました。

しかしながら、現状においては、平成27年11月の日本郵政グループ3社の株式上場を経てもなお、未だ政府の関与が強く残っており、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されない状況が続いていることから、融資業務等の「公正な競争条件」の確保が前提となる新規業務への参入は基本的に認められるべきではないと考えます。

こうした中、今回示された意見では、株式会社ゆうちょ銀行から認可申請された口座貸越による貸付業務について、業務実施にあたって確保すべき条件を示したうえで、利用者利便の向上の観点から業務規制を緩和する方向が示されました。私どもといたしましては、株式会社ゆうちょ銀行が想定している極度額の下での口座貸越による貸付業務は、現在民間金融機関が行っているカードローンとほぼ同等の機能を有しており、既に市場が飽和気味である消費者ローンへの参入であることから、地域金融機関及び地域金融システムの安定に大きな影響があるものと考えています。

したがって、今後の政府における認可申請の審議にあたっては、郵政民営化法の基本理念に則り、郵貯事業改革が本来の目的に沿って進められるとともに、上記の点も踏まえ、慎重に審査が行われることを切に希望いたします。

以 上